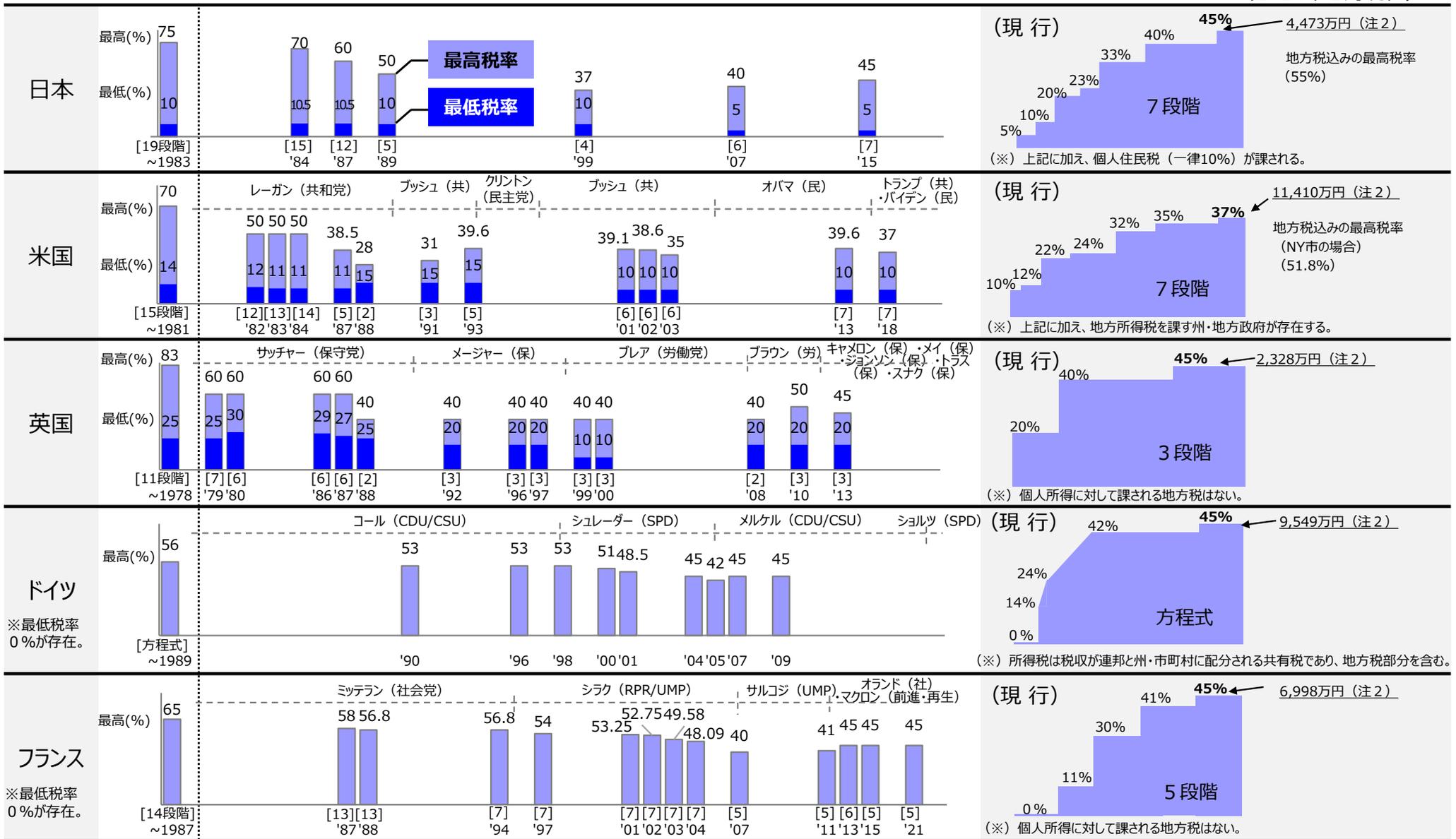


主要国における所得税率の推移の比較

(2024年1月現在)



(注1) 課税年度の途中で新しい税制が施行されている年も存在する。
 (注2) 夫婦2人の給与所得者(片働き)の場合に、所得税(国税)の最高税率の適用が開始される給与収入金額(米国、ドイツは夫婦共同申告の場合)。モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。
 (注3) 比較の観点から、所得を基に計算する、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。
 (注4) 日本については、上記に加え、2013年(平成25年)1月から2037年(令和19年)12月までの時限措置として、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。
 (注5) 英国については、トラス政権で最高税率45%の廃止及び基本税率の引下げ(20%→19%)が発表されたが、その後撤回されたため欄内には記載していない。
 (注6) ドイツについては、上記に加え、連帯付加税(所得税額の0~5.5%)が課される。
 (注7) フランスについては、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者:25万ユーロ(4,050万円)、二人以上の世帯:50万ユーロ(8,100万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3~4%の税が課される。
 (備考) 邦貨換算レートは、1ドル=150円、1ポンド=186円、1ユーロ=162円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和6年(2024年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。